

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

(令和2年3月26日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年道央廃棄物処理組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(年間の勤務時間)

第2条 条例第12条第2項に規定する年間の勤務時間は、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年道央廃棄物処理組合規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第2条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間（以下この項において「1週間当たりの勤務時間」という。）に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除した時間に当該年度の休日（道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第9号）の規定により準用する千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日であって、週休日に当たらない日をいう。）の日数を乗じたものを減じた時間とする。

(職員の報酬の支給)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める期日は、月額で報酬が定められている職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められている職員にあっては翌月21日とする。ただし、当該期日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、順次これを繰り上げる。

2 報酬の支給日後において新たに職員（月額で報酬が定められている者に限

る。以下この項及び次条において同じ。) となった者にはその月の末日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)に、報酬の支給日前において離職し、又は死亡した職員にはそのときに、報酬を支給する。

第4条 職員が条例第4条に規定する報酬の計算期間(以下「報酬期間」という。)の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその報酬期間の報酬は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 報酬期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その報酬期間中の報酬をその際支給する。

(条例第6条第2項及び第3項の規則で定める割合)

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第6条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第6条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第6条第3項に規定する規則で定める割合は100分の25とする。

(条例第8条第2項の規則で定める割合)

第6条 条例第8条第2項に規定する規則で定める割合は100分の135とする。

(条例第9条第1項の規則で定める者及び額)

第7条 条例第9条第1項に規定する規則で定める者は、1週間当たりの勤務時間の平均時間が15時間30分未満の者とする。

2 条例第9条第1項の規定により読み替えて準用する道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例(平成26年道央廃棄物処理組合条例第11号)第2条の規定により準用する千歳市職員の給与に関する条例(昭和26年千歳市条例第1号)第18条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合

計額とする。

- (1) 条例第5条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第6条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第7条に規定する夜間勤務に係る報酬の額
- (4) 条例第8条に規定する休日勤務に係る報酬の額
(職員の特殊勤務に係る報酬等の支給)

第8条 職員の特殊勤務、時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月21日に支給する。ただし、これらの報酬に係る事実が確認できない等のため、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該職員が退職し、又は死亡した場合には、その退職し、又は死亡した日までの分をそのときに、支給することができるものとする。

(休暇時の報酬)

第9条 時間額で報酬が定められた職員が、勤務時間規則第14条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第15条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる報酬を支給する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において職員として任用された者で、施行日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第5項の規定に

より臨時的に任用された職員として当該職員の職務と同様の職務を行っていた者については、施行日の前日までに在職した間は、職員であったものとみなして、この規則の規定を適用する。